

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年5月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第53号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 知事は、公益上特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の食品衛生法施行条例の規定は、令和7年2月26日から適用する。